# 幼児教育の無償化 2019年10月からスタート

新たな手続きは不要

## ①利用料 (保育料)

基本的な利用者負担額は無償

- ・3歳から5歳児(満3歳になった翌月から小学校就学前までの子ども)が対象。(1号認定)
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、 幼児教育の質の向上のために保護者の 同意を得た上で徴収可能な費用、通園 送迎費、食材料費などは、これまで どおり保護者の負担。
  - ※ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。

<u>「預かり保育」の無償化</u>の対象 となるには、<u>「認定申請書」の</u> 提出が必要

## ②預かり保育(幼稚園型) 月額1万1,300円まで無償

- ・対象者は共働き世帯などの保育の 必要な子どもで、①か②のいずれか に該当する子ども
- (1)3歳児から5歳児(**満3歳になったあと** 最初の3月31日を過ぎた小学校就学前 までの子ども)が対象。(新2号認定)
- (2) 0 歳児から 2 歳児 (**満3歳になったあと** 最初の 3 月31日までの子どもを含む)が 対象。(<u>新3号認定</u>)
  - ※市町村民税非課税世帯に限る。
  - ※上限は月額1万6,300円
  - ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。 (日額の上限450円×利用日数)

#### ※H29.10.15生まれの子どもの場合の認定の時期(R2・3年度)

XIII20. 10. 10.				
	R 2年度			R 3年度
R2. 4,	/ <b>1 10/15 1</b> 1	1/1	R3.4	4/1
①利用料	1号認定			
②預かり保育	(2)新3号認定(※非課税世帯に限る)			(1)新2号認定

②「預かり保育」の無償化の対象のための申請を希望する方は、認定こども園・幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、認定こども園・幼稚園へご提出ください。

### (問合せ先)

筑西市 こども部 こども課 TEL: 0 2 9 6 - 2 4 - 2 1 0 4 Mail: fkodomo@city.chikusei.lg.jp